

文献複写料金等後納制度について

弘前大学附属図書館及び同医学部分館で受付する文献複写料及び図書貸出送料について、「ILL 文献複写等料金相殺サービス」に参加されない機関は、その都度現金書留でお支払いいただくか、または後納制度による四半期ごとの銀行振込になります。

後納制度を利用される場合は、最初に申請・登録が必要です。ご希望される場合は、文献複写料金後納許可申請書を下記照会先へご提出ください。四半期ごとに料金を取りまとめて請求書を送付しますので、支払期限までに指定銀行口座へお振込みください。振込手数料は振込者負担となります。ただし、支払区分(公費、私費等)で請求書を分けて発行することは出来ません。

年度ごとの更新手続きは必要ありませんので、次年度以降も引き続きご利用になれますが、申請内容に変更が生じた場合、及び申請を取り消す場合は速やかにご連絡ください。申請内容を変更した場合も、これまでの徴収猶予許可番号をそのまま使用しますので、複写依頼時にはその許可番号をご記入ください。

許可番号をお持ちでない機関には新しく許可番号を付与します。申請書受領後にお送りする文献複写料金後納許可書にてお知らせする番号を、今後の複写依頼時にご記入くださるようお願いいたします。

本件に関する照会先 〒036-8560

青森県弘前市文京町1

弘前大学附属図書館

情報サービスグループ 参考調査担当

TEL 0172-39-3163

FAX 0172-39-3171

E-mail jm3163@hirosaki-u.ac.jp